

## 第3部

### 施策一覧

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 第1章<br>特許における取組            | 218 |
| 第2章<br>意匠における取組            | 224 |
| 第3章<br>商標における取組            | 227 |
| 第4章<br>審判における取組            | 229 |
| 第5章<br>多様なユーザーへの支援・施策      | 232 |
| 第6章<br>人材育成に向けた支援・施策       | 245 |
| 第7章<br>特許庁における業務改善の取組      | 248 |
| 第8章<br>グローバルな知的財産環境の整備に向けて | 251 |
| 第9章<br>産業財産権制度の見直しについての取組  | 259 |

## 第1章 特許における取組

### 1. 審査の迅速性を堅持するための取組

#### (1) 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図る施策。

- 2023年度は、先行技術文献調査の総件数14.1万件のうち、7.4万件で英語特許文献検索、1.2万件で中韓語特許文献検索、2千件で独語特許文献検索を実施。
- 登録調査機関の数は、2024年4月1日時点で9機関。うち3機関は、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行う特定登録調査機関としても登録。

登録調査機関について



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/touroku\\_chousa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/touroku_chousa.html)

特定登録調査機関制度の利用をお考えの皆様へ



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokutei\\_toroku\\_202102.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokutei_toroku_202102.html)

#### (2) 早期審査・スーパー早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2023年の実績は、1-5-1図及び1-5-2図を参照。
- 2023年の早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均2.2か月。
- 2023年のスーパー早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均0.8か月（DO出願については、平均1.3か月）。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

スーパー早期審査について



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/super\\_souki.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/super_souki.html)

### 2. 質の高い権利を設定するための取組

#### (1) 品質管理に関する取組

「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（2023年度は約2.4万件）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-3図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価の場として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2023年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

特許審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

## (2) 情報提供制度

特許出願に係る発明又は特許付与後の発明が新規性・進歩性・記載要件などの要件を満たさないことについて、情報提供を広く受け付ける制度(特許法施行規則第13条の2、3)。

- 2023年の実績は、1-5-4図を参照。

情報提供制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html>

## (3) 審査基準等に関する取組

AIやIoTをはじめとする最先端技術の急速な発展や特許制度の国際的な調和への要請等に応じて、審査基準等の見直しを実施。

- これまで以上に幅広い分野において、創作過程におけるAIの利活用の拡大が見込まれることを踏まえ、2024年3月13日付けでAI関連技術に関する新たな特許審査事例(10事例)を審査ハンドブックに追加。
- 近年、生成AIが急速に進歩していることを踏まえて、AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方を検討する上での基礎資料を作成することを目的として調査研究を実施。

AI関連技術に関する特許審査事例について



[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html)

AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_protection\\_chousa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html)

## (4) 先行技術文献調査のための検索インデックス整備

先行技術文献調査は審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤である検索インデックスを恒常的に整備することが重要。

- FI、Fタームの優れた分類項目を国際特許分類(IPC)化することなどを目的に、各庁の特許分類の担当者が集う国際会合にて議論。
- 共通の特許分類を用いて日本及び外国の特許文献を一括検索可能とすべく、AIを活用して外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与。

- 2023年度は、約280メイングループのFI分類表を改正し、約20テーマのFタームメンテナンスを実施。

特許分類に関する情報



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/index.html>

## (5) AI関連発明の審査に関する取組

AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために2021年1月に発足された「AI審査支援チーム」は、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携。

- これまでAI技術の活用がみられなかった分野においてもAI関連発明の審査を適切にサポートするため、2023年10月1日付けで、AI担当官を全ての審査室に原則1名ずつ配置。
- 2024年4月1日付けで、AI関連技術の専門的知見に基づくサポート(技術的な研修及び質問対応等)を特許審査官に対して行う外部有識者として、「AIアドバイザー」を新設。

AI関連発明に関する審査環境の整備について



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_shutsugan\\_seibi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html)

## (6) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接を実施。

- 2023年は、全2,095件を実施（うち、オンライン面接1,073件、出張面接125件）。

面接について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>

## (7) 事業戦略対応まとめ審査

複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う施策。

- 2023年は、23件実施（対象とされた特許出願は248件）。

事業戦略対応まとめ審査について



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome\\_sinsa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html)

## (8) 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用

2023年4月から、分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求に合わせて出願されたものであって、申請がされた案件について、特許法第54条第1項を適用し、原出願の前置審査又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始。

- 2023年度は、2,922件の審査を中止。

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan\\_chushi.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html)

# 3. 国際的な連携・協力に向けた取組

## (1) 特許審査ハイウェイ（PPH）

第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、第一庁とこの取組を実施している第二庁において、簡易な手続での早期審査を可能とする枠組み。これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援。

- 2024年4月時点で、54庁でPPHを実施。我が国特許庁は44庁とPPHを実施。
- PPH申請件数及びPPH実施庁毎に利用可能なPPH種別等は、1-5-6～1-5-7図を参照。

特許審査ハイウェイ（PPH）について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

## (2) 特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、我が国特許庁の審査結果を活用することで、早期の権利取得を可能とする枠組み。

- 2024年3月時点ではブルネイ知的財産庁との間でのみ実施。

特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）ガイドラインについて



[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph\\_plus\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html)

### (3) 特許の付与円滑化に関する協力 (CPG)

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組み。

- 2024年3月時点ではカンボジア工業科学イノベーション省、ラオス知的財産局との間で実施。

特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

### (4) 日米協働調査試行プログラム

日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組。

- 2020年11月1日に2年間の第3期試行プログラムを開始。試行は2年間延長し2024年10月31日まで実施。2022年11月には、申請手続を簡略化する統一申請書を導入。2024年4月時点で43件の申請を受理。

日米協働調査試行プログラムについて



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

### (5) PCT協働調査試行プログラム

一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供する取組。2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間、五庁の各庁は年間50件を各庁の上限として申請を受付。我が国特許庁では、75件の申請を受理。

- 2023年6月に実施された五庁長官会合において、最終報告書を承認。

PCT協働調査試行プログラム



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/pct\\_kyoudouchousa\\_shikou.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/pct_kyoudouchousa_shikou.html)

### (6) 審査官協議・審査実務指導

我が国企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修（審査実務指導）を行う取組。

- 2023年度は、我が国特許庁の延べ23名の審査官が対面・オンラインでの審査官協議に参加。
- 2023年度は、我が国特許庁の延べ13名の国際研修指導教官等が約160名のASEAN諸国の審査官に対して研修を提供。国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業（JPO/IPR研修等）においても研修を提供。

国際研修指導教官による研修提供



[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa\\_training/index.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html)

### (7) PCT国際出願の国際調査の管轄

我が国特許庁は、国際調査機関として、海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成できるよう、アジア新興国等を中心に管轄国を拡大。ASEANにおいてPCTに加盟している9か国、米国、インド、

韓国及びサウジアラビアの国民又は居住者によるPCT国際出願に対し、出願人が国際調査機関として我が国特許庁を選択した場合、国際調査報告を作成。

日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/cho-sa-shinsa/pct\\_isa\\_ipea.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/cho-sa-shinsa/pct_isa_ipea.html)

## 4. その他の取組

### (1) 特許出願技術動向調査

市場創出・拡大が見込まれる最先端技術テーマについて、日本の強み・課題等を特許情報等に基づいて調査。

- 2023年度は、「パッシブZEH・ZEB」、「ドローン」、「全固体電池」、「ヘルスケアインフォマティクス」、「量子計算機関連技術」を調査。
- 各国・地域における全体的な特許出願動向の調査として「特許マクロ調査」を実施。

特許出願技術動向調査



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-ho-ukoku/tokkyo/index.html>

### (2) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (Green Transformation Technologies Inventory ; GXTI)

特許庁では、審査官の知見を活用することにより、2022年6月に、グリーン・トランスフォーメーション（GX）技術に関する特許情報を簡単に分析できるよう、GX技術を俯瞰する技術区分表（GXTI）と各技術区分に対応する特許検索式を世界に先駆けて作成・公表。

各企業におけるGXに関する取組のグローバルな発信等にGXTIを用いた特許分析が活用されることを想定。

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）



<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

- 2023年5月にGXTIに基づく特許情報分析の結果を公表。

### (3) 特許出願の非公開制度の施行に向けた取組

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく特許出願の非公開制度において、特許庁は、政令で指定された特定技術分野等に属する発明が記載されている出願を選別して内閣総理大臣（内閣府）に送付する第一次審査を実施行う（日本国内でした特定技術分野等に属する発明は、日本への第一国出願が義務付けられるため、日本に出願せずに外国出願することは禁止）。

内閣府では特許庁から送付された出願に対して保全審査を行い保全指定の要否を判断し、特許庁では、保全審査中及び保全指定中の出願の出願公開及び査定（特許査定、拒絶査定）を留保（出願審査請求がされれば査定の直前までは、特許審査を進めることは可能）。

外国出願禁止の事前確認（日本へ出願せずに外国出願しようとする者が、外国出願禁止の対象であるか判断に迷う場合に特許庁長官に確認する手続）も実施。

特許出願非公開制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

説明動画（特許出願非公開制度について）



[https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P\\_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7GOGNW1clfvUgtDMDkRqr7SDF3mot1c0xYO2J82ElQ%3d%3d](https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_studyview2.aspx?JoqiTZZ2DWE7GOGNW1clfvUgtDMDkRqr7SDF3mot1c0xYO2J82ElQ%3d%3d)

- 2024年5月1日の施行に向けて、2023年度は4月に基本指針（基

本的な考え方等を明らかにするもの)を公表し、8月に政令(非公開の対象となり得る技術分野等を定めるもの)を公布し、12月に内閣府令及び内閣府・経済産業省令(手続の詳細等を定めるもの)等を公布。

- 内閣府と連携して、説明会の開催や説明動画の作成などの周知活動を積極的に実施。



## 第2章 意匠における取組

### 1. 意匠の早期権利化ニーズに応えるための取組

#### (1) 早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 申請件数は1-5-8図を参照。
- 模倣品対応のための早期審査については、申出から原則1か月以内に一次審査結果を通知する運用を実施。2023年の申出実績は19件。
- 2023年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均1.8か月。

早期審査について



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/index.html>

### 2. 質の高い権利を設定するための取組

#### (1) 品質管理に関する取組

「意匠審査に関する品質ポリシー」及び「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の意匠審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（管理職との協議も含む。）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-9図参照。）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2023年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

意匠審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html>

#### (2) 意匠審査基準等に関する取組

産業構造の変化や出願の動向等を考慮して、意匠制度の見直しを実施。

- 2023年12月、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（令和5年6月14日法律第51号）による意匠法（新規性喪失の例外適用申請手続の緩和）や特許法（手続のデジタル化）の改正に対応するため、また、現行意匠法における画像意匠として保護可能な範囲の明確化の観点から意匠審査基準を改訂。
- 2023年12月、上記意匠法等の改正に対応するため、意匠審査便覧を改訂。また、付属書に意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件に関する参考審判決例集を追加。

意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa24.pdf>

仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guide/line/design/kaso-gazo-guidebook.html>



- 2023年12月、「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」を改訂。
- 2024年3月、「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」を公表。

### (3) 先行意匠調査のための基盤整備

先行意匠調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤である意匠公知資料や意匠分類を恒常的に整備することが重要。

具体的には、意匠審査における新規性及び創作性の判断のため、国内外の雑誌、カタログ、インターネット等から新規な意匠の情報を抽出して電子化し、意匠公知資料として整備。また、迅速・的確な先行意匠調査のための有効な検索キーである日本意匠分類や、分類定義カードのメンテナンスを実施。

- 2023年度は、公知資料化する外国意匠公報への日本意匠分類の付与効率を高めるため、AI技術を活用した分類付与方法に関する研究を実施。

### (4) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、面接を実施。

- 2023年は、全118件を実施（うち、オンライン面接29件、出張面接5件）。

面接ガイドライン【意匠審査編】



[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guide/line/design/mensetu\\_guide\\_isyou.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guide/line/design/mensetu_guide_isyou.html)

## 3. その他の取組

### (1) 意匠制度の普及啓発に関する取組

意匠制度の普及啓発を目的として、様々な取組を実施。

- 2024年1月、海外の意匠制度ユーザーに向けて、日本の意匠制度の特徴や近年の法令改正、日本の意匠出願手続においてユーザーが特に間違いやすいポイントについて解説した英語のガイドブック“Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan”を発行。特許庁HPにも掲載。
- 令和元年意匠法改正に関する情報を集約した「令和元年改正意匠法改正特設サイト」において、出願動向や関連資料の情報を随時発信。

“Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan”の発行について



[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/your\\_key\\_to\\_success.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/your_key_to_success.html)

令和元年意匠法改正特設サイト



[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou\\_kaisei\\_2019.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html)

### (2) 意匠出願動向調査

意匠の出願動向を調査し、それらの調査結果を発信。

- 各国・地域における全体的な意匠出願動向の調査として「意匠マクロ調査」を実施。2023年度は、日米欧中韓の意匠登録動向をはじめ、ハーグ協定に基づく意匠の国際登録動向や、グローバル企業の意匠登録動向等を調査。

### 意匠・商標出願動向調査



[https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-ho-ukoku/isyou\\_syouhyou-ho-ukoku.html#ishou](https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-ho-ukoku/isyou_syouhyou-ho-ukoku.html#ishou)

### (3) 意匠公知資料の公開

特許庁が保有する意匠公知資料のうち、利用許諾を得た資料については、企業等の先行意匠調査や意匠権調査及び新たなデザイン開発の参考資料として利用されるよう、J-PlatPat等を通じて広く一般公開。

### J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/d0100>

## 第3章 商標における取組

### 1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

#### (1) 商標早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2023年の実績は、1-5-10図及び1-5-11図を参照。
- 2023年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均1.8か月。

商標早期審査・早期審理の概要



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

### 2. 質の高い権利を設定するための取組

#### (1) 品質管理に関する取組

「商標審査に関する品質ポリシー」及び「商標審査の品質管理に関するマニュアル」の下、商標審査の質の維持・向上を図るための取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-12図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2023年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

商標審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shohyo/index.html>

#### (2) 商標審査基準等に関する取組

商標審査の的確性と予見性の向上を図るため、商標審査基準等の必要に応じた見直しを実施。

- 法律改正等に対応して、商標審査基準を改訂。
- 審査における取扱いの明確化、及び、法律改正に対応して、以下の内容で商標審査便覧を新設・改訂。
  - ・コンセンスト制度の導入への対応。
  - ・他人の氏名を含む商標の登録要件緩和への対応。
- 仮想空間に関する指定商品等について、採択可能な表示等に関するガイドラインを策定・公表。

商標審査基準の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitai/index.html>

商標審査便覧の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitai/index.html>

仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務のガイドライン



[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kaso\\_nft\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kaso_nft_guideline.html)

### (3) 先行商標調査のための基盤整備

先行商標調査において、商標法に規定する不登録事由（商標法第4条第1項第11号等）に該当する可能性のある商標を漏れなく抽出することは、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要。

- 2023年4月より、AI技術を利用した先行図形商標検索システム（イメージサーチツール）を審査官へ提供。また、2023年度は先行文字商標の調査業務へのAI技術の適用可能性について、技術実証を実施。AI等技術の活用により商標審査の品質の向上に寄与。

## 3. その他の取組

### (1) 地域団体商標制度

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、2006年4月に設立。「地域の名称」と「商品（サービス）名」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能。

- 2024年3月末時点の登録状況は、1-5-13図及び1-5-14図を参照。

地域団体商標制度



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html>

### (2) 商標出願動向調査

商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。

- 各国・地域における全体的な商標出願動向の調査として「商標マクロ調査」を実施。
- 2023年度は、76か国（地域）・機関に出願された、商標の直接出願件数をはじめ、各国（地域）・機関を指定した国際登録出願件数や、グローバル企業の出願状況等を調査。

意匠・商標出願動向調査



[https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-ho-ukoku/isyou\\_syouhyou-ho-ukoku.html](https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-ho-ukoku/isyou_syouhyou-ho-ukoku.html)

## 第4章 審判における取組

### 1. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

#### (1) 早期審理

拒絶査定不服審判事件について、一定の要件の下で、審判請求人からの申請を受けて通常の審理に比べて早く行う審理。

- 2023年における早期審理の申出件数は特許で172件、意匠で3件、商標で25件。
- 2023年における早期審理の審理期間は特許で平均4.1か月、意匠で平均4.3か月、商標で平均3.6か月。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

#### (2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

訂正審判等を請求する際に、これまで必要とされていた通常実施権者の承諾を不要とするよう法改正（2022年4月1日施行）。対象となる手続（通常実施権者の承諾が不要となる手続）は、①訂正審判の請求（特）、②特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求（特）、③実用新案登録請求の範囲等の訂正（実）、④特許権、実用新案権及び意匠権の放棄（特、実、意）。商標権の放棄には引き続き通常実施権者の承諾が必要。

訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の廃止に関する制度周知リーフレット



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/teisei-shinpan.pdf>

### 2. 審理内容の充実に向けた取組

#### (1) オンライン口頭審理

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（オンライン）によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うもの。

- 2023年度は、36件実施（口頭審理全体の55%）。

オンライン口頭審理・関係資料



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/online-kankei-shiryo.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankei-shiryo.html)

#### (2) 巡回審判・出張面接・オンライン面接

地方の企業・大学等が審判事件の当事者である場合、当事者の希望に応じて合議体が全国各地に赴き、巡回審判（無効審判の口頭審理）や、出張面接（審理に関して意思疎通を図るための面接）を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で出張が困難な場合は、オンライン面接を活用。

- 2023年度は、3件の巡回審判、7件の出張面接を実施。

巡回審判



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-mensetsu/junkai.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/junkai.html)

出張面接審理



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shubetu-kyozetu/tihou-mensetu.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-kyozetu/tihou-mensetu.html)

## オンライン面接審理



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html)

## (3) 審判実務者研究会

審判長・審判官に加えて、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の実務者が一堂に会して、実例に基づき審決及び判決についての研究を行う「審判実務者研究会」を開催。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバー参加。

- 2023年度は、6つの分野（特許4分野、意匠分野及び商標分野）において、①一般的な論点や②個別事例を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

## 審判実務者研究会報告書



[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html)

## (4) 審判便覧の改訂

審判制度に関する法改正に応じた審判部の運用を定めるため、審判便覧の見直しを実施。

- 特許法等の一部を改正する法律（令和3年5月21日法律第42号）の施行に伴い、オンライン口頭審理の開始や特許権の訂正等における通常実施権者の承諾の不要化などに関して、審判便覧を改訂。

## 審判便覧



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/info-ko-pan-binran.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-ko-pan-binran.html)

## 3. 国際的な連携・協力に向けた取組

## (1) 審判部ハイレベル会合等

各国・地域の知的財産庁との審判分野における相互理解を深めるため、情報交換等の国際協力を推進。

- 2023年度は以下の会合等を実施。
- 五庁審判部ハイレベル会合（2023年6月 オンライン）。
- 知財・イノベーション・技術に関するインド太平洋司法協議会（2023年7月 米国）
- 第11回日韓審判専門家会合（2023年9月 韓国）。
- 第9回日中審判専門家会合（2023年12月 日本）。
- 第10回日中韓審判専門家会合（2023年12月 日本）。

## 審判分野における国際交流



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/info-kokusai/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html)

## (2) 国際知財司法シンポジウム（JSIP）

知財司法分野における各国間の相互理解を深めることや、ユーザーへ情報提供すること等を目的として開催。

- 韓国、中国及びASEAN諸国より審判分野の専門家を招き、各国の審判制度等について議論（2023年10月 日本）。

## 国際知財司法シンポジウム2023



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2023.html>

## 4. その他の取組

### (1) 証拠の写し等のDVD-Rによる提出

無効審判等の当事者系審判及び異議申立事件などにおいて証拠の写し等を提出する際に、これまで紙書面でしか提出できなかったところ、紙書面に代えて電子データを記録したDVD-Rによる提出を可能とするよう省令改正（2022年11月1日施行）。

- ・対象となる審判等は、無効審判、訂正審判、商標登録取消審判及び（特許／商標登録）異議の申立て、これら各審判又は異議の申立てに係る再審並びに判定。
- ・証拠の写し等として対象となる書類は、特許法施行規則第50条第2項の「写し」及び「図面」、同条第3項の「証拠説明書」並びに同条第4項の「図面」及び「説明書」。

●2023年度は、約590件の事件について提出があった。

審判手続の証拠の写し等のDVD-Rによる提出が可能になりました



[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shoko\\_dvd-r.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html)



## 第5章 多様なユーザーへの支援・施策

### 1. スタートアップへの支援

#### (1) 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

主に創業期のスタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームを派遣し、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた支援を行うもの。スタートアップを支援する専門家を育成する「ナレッジシェアプログラム」も実施。

- 2023年度は、採択された19社に対し、5か月間の支援を実施。
- 2023年5月、メンタリングで得た知見を専門家に共有するナレッジシェアプログラムの内容をまとめた『スタートアップを成功に導く～コーチング、企業戦略、事業戦略、資金調達・財務戦略、事業戦略に基づく知財戦略、交渉学～』を発行。
- 2024年6月、6年間のIPAS事業の成果事例と知財戦略策定のポイントを取りまとめた冊子を発行。

IPAS


<https://ipbase.go.jp/ipas/>

#### (2) ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣プログラム (VC-IPAS)

ベンチャーキャピタル (VC) へ弁理士等の知財専門家を派遣し、VCを通じたスタートアップの知財戦略構築等の支援を行うもの。

- 2023年度は、10社のVCに知財専門家を派遣。

VC-IPAS


<https://ipbase.go.jp/for-vc/>

#### (3) IP BASE

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”にてスタートアップ向け知財情報を発信。具体的には、インタビュー記事、事例集、勉強会などの情報を発信するとともに、知財専門家検索ページを提供。

IP BASE


<https://ipbase.go.jp/>

#### (4) スタートアップ対応スーパー早期審査・面接活用早期審査

スタートアップの「実施関連出願」を対象に、特許審査に関するスタートアップ支援策を実施。

特許審査に関するスタートアップ支援策について


<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>

##### ① スタートアップ対応面接活用早期審査

一次審査通知前に面接を行うことにより、スタートアップが戦略的に質の高い特許を早期に取得できるもの。

●2023年は、32件実施。

## ②スタートアップ対応スーパー早期審査

スーパー早期審査のスピードで対応することにより、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるもの。

●2023年は、413件実施。

## (5) スタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS)

特許庁からスタートアップにアプローチし、特許庁の各種支援施策の活用を促すことで、円滑かつ効果的な権利取得を支援する取組を2024年4月に開始。スタートアップの事業戦略に応じて、スタートアップ対応面接活用早期審査等を活用し、事業に即した権利の取得につながるよう特許審査官が支援。

特許審査においてスタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS) を実施します



<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308003/20240308003.html>

## (6) スタートアップに対する料金の支援措置

一定の要件を満たすスタートアップは、申請により審査請求料、特許料及び国際出願にかかる手数料の料金負担が3分の1に軽減される。

●2023年度の実績は、第5章7. を参照。

中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置について（2019年4月1日以降に審査請求をした場合）



[https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02\\_04.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html)

国際出願に係る手数料の軽減・支援措置



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei/03.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/03.html)

## 2. 中小企業への支援

### (1) 第3次地域知財活性化行動計画

2023年5月、特許庁、INPITが自治体等の関係主体と連携して実施する次期行動計画として、2025年度までの3年間の「第3次地域知財活性化行動計画」を策定し、2024年3月に本計画を一部改訂。本改訂に基づき、知財経営支援の中核機関であるINPITの伴走支援（ハンズオン支援）等との連携強化のほか、4者連携の取組推進の観点から、地域の知財経営支援ネットワークの支援枠組みを活用した企業支援を強化する。

「第3次地域知財活性化行動計画」を改訂しました



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudou/keikaku.html>

### (2) 企業の海外展開における費用面の支援

#### ①海外権利化支援事業

外国での権利化を目指す中小企業、中小スタートアップ、大学等に対して、外国出願費用、中間手続費用を補助。

①海外権利化支援事業



[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shien\\_new-business.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shien_new-business.html)

## ②海外出願支援事業

外国での権利化を目指す中小企業に対して外国出願費用を助成。

## ③中小企業等に対する知的財産侵害対策

- ・模倣品の調査、模倣品業者への対策費用を助成（模倣品対策支援事業）
- ・冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用を助成（防衛型侵害対策事業）
- ・海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用を助成（冒認商標無効・取消係争支援事業）

## ④海外における知財係争対策

海外で現地企業から訴訟を提起された場合等、訴訟にかかる費用を担保する保険制度に加入するための保険料を助成。

## ②海外出願支援事業



[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_gaikokusyutugan.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html)

## ③中小企業等海外侵害対策支援事業



[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_kaigaishingai.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html)

## ④海外知財訴訟費用保険に対する補助



[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_sosyuu\\_hoken.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyuu_hoken.html)

## (3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて—知財金融促進事業—

金融機関が中小企業の持つ技術力やブランド力等の知的財産を理解し、中小企業の成長に資する経営支援を行っていくために、2023年度までは中小企業の知的財産を踏まえた事業の評価や経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」を金融機関へ提供。

中小企業の強み・こだわりをもっと知り、成長にむけた提案をしましょう！



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kinyu-ka-tsuyo.html>

## (4) IPランドスケープ支援事業

- 2023年度、INPITでは、中堅・中小・スタートアップ企業等を対象に、「IPランドスケープ支援事業」を実施。
- 全5回の公募により当事業が有効に活用されると判断され採択された90件に対し、特許情報分析に加えて市場や事業の分析力を持つ専門家が支援を担い、目的やテーマに応じて市場情報、事業情報、内部情報、知財全般の情報を組み合わせて経営層の意思決定に資する分析情報を提供。

## IPランドスケープ支援事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip/index.html>

# 3. 大学等への支援

## (1) 知財戦略デザイナー派遣事業

大学への知財専門家（知財戦略デザイナー）派遣を通じ、大学における優れた研究成果の発掘、研究者目線での知財戦略策定等を支援。

- 2023年度は、INPITが知財戦略デザイナー16名を25大学に派遣。

## 知財戦略デザイナー派遣事業



[https://www.inpit.go.jp/shien/designer\\_haken\\_index.html](https://www.inpit.go.jp/shien/designer_haken_index.html)

## (2) 知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策

定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣。

- 2023年度は、INPITが延べ49プロジェクトに派遣。

知的財産プロデューサー派遣事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>

### (3) 産学連携・スタートアップアドバイザー事業

産学連携活動を展開する大学及びパートナー企業に知的財産の専門家を派遣し、両者が推進する産学連携プロジェクトに対し知的財産マネジメントを核とする伴走支援を行い、研究成果の迅速な社会実装を図る「プロジェクト伴走型支援」と、大学等からの産学連携に関する相談を受け付け、課題解決への支援を通して産学連携スタッフのレベルアップを目指す「相談・人材育成型支援」の2つのスキームを実施。

- 2023年度は、INPITが17大学19プロジェクトに派遣（プロジェクト伴走型支援）。
- 2023年度は、INPITが41大学に173件、14スタートアップに36件、1高専に2件の計211件の支援を実施（相談・人材育成型支援）。

産学連携・スタートアップアドバイザー事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/startup/index.html>

### (4) スタートアップ設立に向けた外国出願支援事業

スタートアップへのライセンス等を通じて研究成果のグローバルな事業化を目指す大学等に対して外国出願等の費用を助成。

- 2023年度は、30件の費用補助を実施。

スタートアップ設立に向けた外国出願に要する費用の半額を補助します



[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shi-en\\_new-business.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kaigai-shi-en_new-business.html)

## 4. 地域における支援体制

### (1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施。

また、各経済産業局等の管轄地域ごとに地域知的財産戦略本部を設置し、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進。

さらに、地域の先導的な知財の取組を支援する「中小企業知的財産支援事業」を実施。

先導的な地域による知財の取組を支援します—「中小企業知的財産支援事業」について—



[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/sien\\_jigyo.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/sien_jigyo.html)

### (2) INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）

特許庁及びINPITは、2017年7月に「INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）」を開設し、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供している。具体的には、海外展開における知財戦略や営業秘密の管理体制構築等をはじめとし

近畿統括本部の支援サービス



<https://www.inpit.go.jp/kinki/>

た知的財産に関する高度・専門的な支援、セミナーや講習会を通じた情報提供、特許審査官による出張面接・オンライン面接の場の提供及び高度検索用端末による産業財産権情報の提供等を行っている。

### (3)「知財経営支援ネットワーク」構築に向けた共同宣言

- 知財経営支援のコアである特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁理士会と、日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を構築するために、2023年3月に、4者で共同宣言を発出。  
今後、「知財経営支援ネットワーク」を通じて、地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援を強化・充実化し、地域の「稼ぐ力」の向上を後押し。
- 上記4者と自治体・地域の支援機関等が一体となった知財経営支援ネットワークの連携強化と地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域を創出する「知財経営支援モデル地域創出事業」を2024年度から実施予定。

特許庁・INPIT及び日本弁理士会は日本商工会議所と連携し、地域の「稼ぐ力」向上に資する知財経営の支援体制を充実化させます！



<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324001/20230324001.html>

知財経営支援を強化する自治体を募集します（令和6年度知財経営支援モデル地域創出事業）



[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/boshu\\_model\\_area.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/boshu_model_area.html)

### (4) 知的財産の保護及び活用に関する連携協定

下記の自治体等と「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」を締結。

- 石川県内事業者等に対する知的財産の保護及び活用に向けて相互に連携・協力して取り組むため、2023年4月に、特許庁、中部経済産業局、農林水産省輸出・国際局、北陸農政局及び石川県の5者で連携協定を締結。
- 福島県内事業者等による知的財産の保護及び活用の一層の強化を図り、福島イノベーション・コースト構想、さらには福島県の復興と地方創生を推進するため、2024年1月に、特許庁、福島県及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の3者で連携協定を締結。

石川県と「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」を締結しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202304/2023041701.html>

福島県及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携協定を締結しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202401/2024012201.html>

## 5. 知的財産制度の普及啓発活動

### (1) つながる特許庁

ビジネスや経営における知的財産の重要性に気付いていない、特に中堅・中小企業をメインターゲットに、全国で普及啓発イベントを開催。開催地域における企業や支援機関等による知的財産の先進的な取組事例を紹介するほか、各分野の第一線で活躍している専門家等を講師に迎え、知的財産の気づきとなるセミナーを実施。

「つながる特許庁」について



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/tsunagaru-tokkyocho.html>



- 2023年度は、全国6地域（北海道、宮城県、福島県、石川県、大阪府、徳島県）でハイブリット開催。
- 2023年度の延べ参加者数は、現地参加1,221名、オンライン参加2,051名、合計3,272名。

## (2) 知的財産権制度説明会

知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」をINPITの学習ツール「IP ePlat」を活用して、オンラインで配信。

- 2023年度は、初心者向け説明会の動画は22,906回、実務者向け説明会の動画は29,400回再生。

知的財産権制度説明会—知的財産権について学べます—



[https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/chizai\\_setumeikai.html](https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/chizai_setumeikai.html)

## (3) 産業財産権専門官

地域の中核となる企業等への支援については、より地域への浸透を意識した取組が必要。そこで、経済産業局や自治体が支援している地域の中核企業をターゲットとする「地域掘り起こし型」等の支援を実施。また、中小企業、金融機関、地方自治体及び支援機関等を対象としたセミナーを行い、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を実施。

- 2023年度は、中小企業等への支援を計61社に対して実施し、地方自治体や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を33件実施。

産業財産権専門官が中小企業の知財活動を応援します



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chiteki/zaisan/index.html>

# 6. 情報提供による支援

## (1) 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や経過情報の照会等の機能を有する特許情報提供サービス。2024年3月末時点で、日本や海外で発行された特許等の公報約1億6,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索可能。

- 2023年度の利用回数は、約1億6,600万回超。
- 2023年度は、特許のリーガルステータスの提供等の改良を実施。

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

## (2) 特許情報取得API

2022年1月より、特許庁の保有する特許情報の更なる活用を促進するため、希望者に対し、APIを利用した特許情報の試行提供を開始。特許情報取得APIは、日本国内の特許、意匠、商標の書誌情報や経過情報、拒絶理由通知書等の書類実体等やワン・ポータル・ドシエ情報の経過情報や書類実体等を提供。

APIを利用した特許情報の試行提供



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/api-provision.html>

- 2023年4月に意匠・商標、2023年5月にワン・ポータル・ドシエ情報に関するAPIを提供開始。

## API情報提供サイト



<https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>

### (3) 外国特許情報サービス (FOPISER)

J-PlatPatでは照会できないASEAN等の新興国を中心とした海外の特許情報が閲覧できる検索・照会サービス。日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することが可能。

## FOPISER



<https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/>

### (4) 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park : 通称「GrIP」)

意匠に係る権利調査の負担の軽減のためのサービス「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park : 通称「GrIP」)」を2015年10月1日より提供。

利用者がイメージファイルを入力するだけで、意匠登録になった画像のデザインを調査できるツールで、イメージマッチング技術を用いて、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、画像の調査をする際の効率を高めることが可能。また、専門的な知識を有する者は、日本意匠分類などによる絞り込みを行うことも可能。

## Graphic Image Park



<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

### (5) 新興国等知財情報データベース

各国及び地域の知的財産制度に加え、ライセンス実務、模倣品・訴訟対策、誤訳によるトラブル事例等に関する情報も掲載している情報発信ウェブサイト。本データベース内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受付。

## 新興国等知財情報データベース



<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

- 2024年3月末時点で、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等について3,500件以上の記事を掲載。

### (6) 特許戦略ポータルサイト

特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっているウェブサイト。特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供。

## 特許戦略ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyo-senryaku/index.html>

- 2024年3月末時点で、「自己分析用データ」の利用企業は約1,500社。

### (7) 開放特許情報データベース

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許の情報を提供。

## 開放特許情報データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/>



- 2024年3月末時点で、登録件数は18,537件（うち企業：3,337件、大学・TLO：6,878件、公的研究機関等：7,554件）。

## (8) リサーチツール特許データベース

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化して提供。

リサーチツール特許データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/research/home>

- 2024年3月末時点で、登録件数は142件（うち企業：1件、大学・TLO：106件、公的研究機関等：34件）。

## 7. 料金面等における支援

### (1) 個人・中小企業・大学等を対象とした特許料・審査請求料の減免措置

資力に乏しい個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、審査請求料及び特許料（第1年分から第10年分）の減免措置を実施。

2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について



<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

- 資力に乏しい個人等に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置の2023年度の実績は以下のとおり。
  - ・特許料（第1年分から第10年分）の減免：1,602件
  - ・審査請求料の減免：1,044件
- 中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2023年度の実績は以下のとおり。
  - ・特許料（第1年分から第10年分）の軽減：44,704件
  - ・審査請求料の軽減：26,326件
- 中小スタートアップ企業・小規模企業等（※）に対する特許料・審査請求料の3分の2又は4分の3軽減措置の2023年度の実績は以下のとおり。※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（4分の3軽減）については、現行制度下での活用実績を計上。
  - ・特許料（第1年分から第10年分）の軽減：16,195件
  - ・審査請求料の軽減：10,432件
- 大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2023年度の実績は以下のとおり。
  - ・特許料（第1年分から第10年分）の軽減：22,397件
  - ・審査請求料の軽減：8,917件

※各件数はシステムから抽出した旧減免制度（2019年3月31日まで）に審査請求した権利が対象）と新減免制度の件数の合計値。

## (2) 中小企業・大学等を対象としたPCT国際出願に係る手数料の軽減支援措置・交付金交付措置

特許庁が受理したPCT国際出願について、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を実施。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、WIPOに対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）について、支援措置（※）を実施。

※2024年1月1日以降にされたPCT国際出願・国際予備審査請求より適用。

従来手数料納付後の出願人からの申請により「国際出願促進交付金」（※）として事後交付していた措置を廃止し、特許庁に対する実質的な負担額はそのままに、手続きを簡素化。

※下記「国際出願促進交付金」の実績については2023年12月31日までに行った国際出願又は国際予備審査請求を対象とした件数を記載。

●中小企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減・支援措置及び交付金交付措置の2023年度の実績は以下のとおり。

- ・出願時の手数料にかかる軽減・支援 : 1,905件
- ・予備審査請求時の手数料にかかる軽減・支援 : 74件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,611件

●中小スタートアップ企業・小規模企業等（※）に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2又は4分の3軽減・支援措置及び交付金交付措置の2023年度の実績は以下のとおり。

※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（4分の3軽減・支援措置及び交付金交付措置）も含む。

- ・出願時の手数料にかかる軽減・支援 : 1,730件
- ・予備審査請求時の手数料にかかる軽減・支援 : 63件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,356件

●大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減・支援措置及び交付金交付措置の2023年度の実績は以下のとおり。

- ・出願時の手数料にかかる軽減・支援 : 2,124件
- ・予備審査請求時の手数料にかかる軽減・支援 : 167件
- ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,790件

2024年1月以降に行う出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続



[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei\\_202401.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html)

## 8. 相談業務による支援

### (1) INPIT知財総合支援窓口

INPITは、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、「INPIT知財総合支援窓口」を47都道府県に設置。

INPIT知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

●2023年度の相談件数は、118,902件。

## (2) 産業財産権相談窓口

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、INPITにおいて無料で受付。相談については、窓口、電話、メール、文書（手紙、ファックス）及びオンラインにて可能。

- 2023年度の相談件数は、19,791件。

産業財産権相談窓口



[https://www.inpit.go.jp/consul/consul\\_about/index.html](https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html)

## (3) 知的財産相談・支援ポータルサイト

産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供。これらの情報はキーワードによる検索も可能。また、最も問合せが多い商標については、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能。なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上（産業財産権相談窓口のページ）の入力フォーム等を通じて直接相談窓口への問合せが可能。

- 2023年度のFAQ閲覧利用件数（産業財産権）は、270,169件。

知的財産相談・支援ポータルサイト



<https://faq.inpit.go.jp/>

## (4) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ & A等、電子出願に役立つ情報を提供。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受付。

- 2023年度の相談件数は、9,764件。

電子出願ソフトサポートサイト



<https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>

## (5) 営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、全国の知財総合支援窓口と連携し、権利化／秘匿化の知財戦略や営業秘密レベルの企業情報の管理手法等に関する個別相談やセミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する専門人材が対応。

- 2023年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では535件、関西知財戦略支援専門窓口では420件の相談対応を実施。
- 2023年度は、他の企業支援機関が主催する営業秘密管理等セミナーにおいて専門人材が23回の講演活動を実施。

営業秘密・知財戦略相談窓口



<https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/>

関西知財戦略支援専門窓口



[https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon\\_madoguchi/index.html](https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html)

## (6) 海外展開に関する相談

INPITの海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、海外駐在、又は知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が知的

財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、及び海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な相談に無料で対応。

- 2023年度は、海外展開知財支援窓口では675件、関西知財戦略支援専門窓口では205件の相談対応を実施。

- 海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、他の企業支援機関が主催するセミナーにおいて専門人材が27回の講演活動を実施。

## (7) 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産省及び公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）との相互協力により、各都道府県に設置するINPIT知財総合支援窓口と農林水産省及びJATAFFの相談窓口との連携を図り、INPIT知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談体制を整備。

さらに、JATAFFと協力し、一般向けに農業分野の営業秘密に関する講義や、農林水産省主催の普及指導員向け知的財産研修にて、INPITから農業分野における知財ミックスと地域振興策に関する講義を実施するなど、相談及び連携体制を一層強化・促進。

### 海外展開知財支援窓口



<https://faq.inpit.go.jp/gipdp/service/>

### 関西知財戦略支援専門窓口



[https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon\\_madoguchi/index.html](https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html)

### INPIT知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

## 9. 海外出願人への支援

### (1) 特許庁サイトでの発信

海外ユーザー向けに、海外ユーザーが利用可能な特許庁の施策情報・最新統計情報等を発信。

- 2023年度は、The JPO Key Featuresを更新し、併せてThe Japan Timesで記事を配信。
- 2023年度は、The JPO Quick Readsとして、海外出願人にとって特に有益と思われる、海外アタッシェの紹介や特許、意匠に関する施策などを、44回定期的に発信。
- 英語版特許庁公式X及び特許庁公式LinkedInにより、海外向けに情報発信。
- 海外企業の日本での特許活用の実例を紹介した資料を、特許庁ホームページの英語版に公開。

### The JPO Key Features



<https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html>

### The JPO Quick Reads



<https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>

### The JPO English-language official X



[https://twitter.com/JPO\\_JPN/](https://twitter.com/JPO_JPN/)

### JPO Official LinkedIn



<https://jp.linkedin.com/company/Japan-patent-office>

### Successful cases by obtaining patents in Japan



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/successful-cases/index.html>

## (2) 意見交換・イベント等での発信

海外出願人との意見交換やイベント等を通じて施策等を発信。

- 2023年度は、海外企業との意見交換を45件実施し、特許庁の審査や施策を発信。
- 国際会議やイベント等において、海外出願人にとって有益な施策を発信。

The JPO invites companies and organizations to participate in our opinion exchange! - Let us know your questions, comments, suggestions, and concerns on Intellectual property (IP) -



<https://www.jpo.go.jp/e/support/general/opinion-exchange.html>

## 10. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

### (1) 2023年度の意見交換会の実績

今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催。

- 2023年度は、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換を延べ220件程度実施。

意見交換を希望する企業等を募集します！～皆さまのご意見・ご要望・お悩みをお聞かせください！～



<https://www.jpo.go.jp/support/general/opinion-exchange.html>

## 11. 多様性と包摂性に関する取組

### (1) イノベーションに寄与する知見の発信

- 2023年度は、知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究を行い、知財エコシステムにおける女性人材の現状と課題の整理と、女性の活躍を促進するための環境整備の在り方について検討を行うとともに、知財エコシステムで活躍する女性人材の事例とマネジメント層の考え等に関する情報を取りまとめた「Diversity & Innovation～知財エコシステム活性化のカギとなる女性活躍事例～」を作成。

Diversity & Innovation～知財エコシステム活性化のカギとなる女性活躍事例～



[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-sei-domondai/2023\\_02\\_jirei.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-sei-domondai/2023_02_jirei.pdf)

## 12. その他の支援

### (1) 知財経営の普及・実践支援

知財戦略構築の専門家等を企業に派遣し、経営における知財・無形資産の位置づけの可視化やそのための体制構築等を行うこと等を通じて、知財経営の普及・実践に必要な事項を調査し、その結果を報告書として公表。

「知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～」について



<https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mu-kei-toushi-katsuyou-guide/>

「経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック」について



<https://www.jpo.go.jp/support/example/ip-landscape-guide/>

- 2023年度は、調査対象企業7社に対して、経営・知財コンサルタントを中心とした専門家からなるチームを派遣し、知財戦略の構築支援と知財戦略の効果的な開示の在り方の議論を通じて、知財経営を企業に浸透させるために必要な事項について調査。その結果を報告書及び「知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～」にまとめて公表。
- また、2023年度は、IPランドスケープの活用目的や分析手法について調査。その結果を報告書及び「経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック」にまとめて公表。

## (2) OIモデル契約書

従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない新たな選択肢を提示した、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書）」を公表。

- 2023年度は、大学と事業会社・スタートアップが連携する際に意識すべきポイントを整理した「大学とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」及び「大学と事業会社のオープンイノベーション促進のためのマナーブック」を作成、公表。また、「OIモデル契約書（大学編）」の要点を初心者向けに分かりやすく解説した「OIモデル契約書解説パンフレット（大学・大学発ベンチャー編）」及び「OIモデル契約書解説パンフレット（大学・事業会社編）」を作成、公表。

オープンイノベーションポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>



## 第6章

# 人材育成に向けた支援・施策

## 1. 知的財産人材の育成

### (1) 知財教材・参考書の普及

知財人材を育成するための知財教材・参考書を作成し、特許庁・INPITウェブサイトでの提供、教材を用いたセミナーの開催などを実施し、普及を推進。

- 2023年度4月時点で、特許庁ウェブサイトにおいて、15種類の教材を提供。
- 2023年度は、知財の重要性の認識が薄く知財知識が十分でない大学研究者に対して、起業・社会実装前の早い段階からの知財意識・実践的スキルを向上させ、スタートアップ設立・社会実装を促進することを目的として、必要な知財知識を体系的に学べる知財教材「これだけは知っておきたい知財基礎～大学の研究者のために～」を作成。
- 実際に企業で起こった事例を用いた知財マネジメント人材育成教材を活用したグループワーク型セミナー「リアルな最新事例で学ぶ！強い経営・次の一手～知って得する知財マネジメント～」をINPITが8地域の商工会議所、弁理士会等と連携し11回実施。また、オンラインセミナーを2回実施。

#### 知財の教材・参考書



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>

#### これだけは知っておきたい知財基礎～大学の研究者のために～



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/daigaku-kenkyusha/index.html>

#### 知財マネジメント人材育成教材の提供



[https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global\\_material.html](https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global_material.html)

### (2) 知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、「明日の産業人材」である専門高校及び高等専門学校生徒・学生等を対象に、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援。

- 2023年度は、42校を支援校として採択。

#### 知財力開発校支援事業



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/chizairyoku/index.html>

### (3) パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生、大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰（特許庁、INPIT、文部科学省、日本弁理士会共催、WIPO後援）。表彰された生徒、学生等に対して、応募作品について出願から権利取得まで支援。

- 2023年度は、パテント511件、デザイン622件の応募から、パテント30作品、デザイン32作品を優秀賞として選出。

#### パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト



<https://www.inpit.go.jp/patecon/>



#### (4) 弁理士の育成

弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の実施、弁理士に対する懲戒処分の実施及び日本弁理士会と連携した研修の充実を通じて、弁理士の質の維持・向上に貢献。

- 2023年末時点の弁理士数は11,799人、特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士数は3,455人。

弁理士試験



<https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/index.html>

#### (5) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

知的財産のe-ラーニングサイト「IP ePlat」では、知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、イノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をすべく、動画コンテンツをより一層充実化。

- 2023年度は、知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応えるべく、新たに18本の動画コンテンツを開発、配信を実施。

IP ePlat



<https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

#### (6) 調査業務実施者の育成

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請負う登録調査機関で調査を行う調査業務実施者になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施。精度の高い調査を行う調査業務実施者の育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するため極めて重要。本研修の目標は、特許・検索実務に関する基本的知識の体系的な学習の他、実習や検索報告書作成を通じた、調査業務実施者に必要な基礎的能力の修得。

- 2023年度実績 延べ受講者数：216名。

調査業務実施者育成研修（法定研修）



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/searcher/index.html>

#### (7) 海外の知的財産人材育成機関等との連携

INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力しており、特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では協力覚書を締結し、連携・協力関係を構築。

- 2023年度は、日中韓人材協力会合をINPIT主催により、日中人材協力会合をCIPTC主催により開催。また、VIPRI主催のセミナーにスピーカーとして参加。

知財人材育成機関との連携



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/suishin/index.html>

## 2. 知財功労賞

毎年、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な

運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を実施。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称。

- 2024年度は、経済産業大臣表彰として個人1名と企業等7者、また、特許庁長官表彰として個人5名と企業等14者を表彰。

令和6年度「知財功労賞」について



[https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai\\_koro/2024\\_tizai\\_kourou.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2024_tizai_kourou.html)

## 第7章 特許庁における業務改善の取組

### 1. デザイン経営

#### (1) デザイン経営プロジェクト

2017年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた『「デザイン経営」宣言』において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言された。これを受け、特許庁では、2018年8月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置するとともに複数の「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践。

特許庁デザイン経営プロジェクト



[https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design\\_keiei/index.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/index.html)

#### ① I-OPENプロジェクト

社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等のプレーヤーが、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、知財を活用しながら、社会課題解決を目指すプロジェクト。本プロジェクトの成果を、2025大阪・関西万博で世界に情報発信することを計画。

I-OPENプロジェクト



<http://www.i-open.go.jp>

- 2023年度は、新たに公募した上記プレーヤーに上記伴走支援を提供するとともに、これまでの支援実績を踏まえ、社会課題解決に取り組む際に役立つ知財に関わる知識や支援スキルを検証。それらに関連した講義動画の拡充、情報発信を実施。また、知財を活用して社会課題の解決に取り組む者同士がコミュニティを形成するためのプラットフォームづくりを実践しながら、コミュニティの輪を更に広げるために教育機関・地域拠点等との連携も模索。

#### ② 中小企業支援に関する取組

中小企業支援を共通項に、「デザイン経営と知財の普及啓発」及び「商標制度の普及啓発」の2テーマで活動を実施。

- デザイン経営と知財の普及啓発活動として、2023年7月に『中小企業のためのデザイン経営ハンドブック2 ～未来をひらくデザイン経営×知財～』及びデザイン経営実践支援ツール「デザイン経営コンパス」を公表。また、「デザイン経営コンパス」の普及と改良を行うため、2024年2～3月に全国5地域の自治体・支援機関等と同ツールを活用したワークショップを共催。
- 商標制度の普及啓発活動として、商品やサービスの名前（商標登録されたもの）に込められた経営者の想いや背景にあるストーリーを紹介するメディア「わたしのStoryMark」を2023年10月にリリー

中小企業のためのデザイン経営  
ハンドブック2



[https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design\\_keiei/chusho\\_2.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/chusho_2.html)

デザイン経営コンパス



[https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design\\_keiei/compass.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/compass.html)

わたしのStoryMark



[https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design\\_keiei/storymark/index.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/storymark/index.html)

スし、2024年3月までに16本の記事を公開。また、想いを込めたネーミングを体験するワークショップも実施。

### ③ダイバーシティ&インクルージョンに関する取組

特許庁において、組織の多様性や包摂性を追求しながら、職員一人一人が働きがいと働きやすさを感じられる環境の実現に向けた活動を実践。

- 2023年度は、特許庁職員一人一人の自主的なキャリアビジョンの形成を促進すべく、庁内外関係者へのインタビュー活動を実施。また、職員が今後の目標や課題を整理しキャリアビジョンを視覚化するためのツールを考案。本活動は、省内の優れた取組として経産大臣表彰を受賞。
- 国際的な取組に貢献すべく、世界の知財庁や国際機関の間で、メンターとメンティーのパートナーシップを構築し、グローバルなIPネットワークの形成を促進する米国特許商標庁（USPTO）主導の試行プログラム（Global Mentoring Pilot）に参加。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進



<https://www.jpo.go.jp/news/diversity/index.html>

### ④福島県における知的財産の創出に関する取組

福島県で活動する事業者などのブランディングの強化や新規産業の創出に向けた知的財産の創出活動を支援。

- 2023年度は、デザイン思考を用いて、福島県内で活動する企業等が抱える知的財産の根本的な課題・ニーズをインタビュー等により抽出し、効果的な支援策のあり方を検討。

## 2. 特許庁の情報システムにおける取組

### (1) 特許庁のシステム開発

庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上に向けて、電子出願システムをはじめ、様々な業務に情報システムを導入してきた。今後も、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（2022年10月改定）に基づいてシステム構造の抜本的見直し等のシステム開発を予定。

- 2023年には、特許・実用新案で99.0%、意匠で93.9%、商標で84.7%の電子出願率を達成。
- 2024年1月、申請手続きのデジタル化のサービス開始。

「特許庁業務・システム最適化計画」の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」への統合について



[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system\\_tougou.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html)

### (2) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（以下、アクション・プラン）」に基づき、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性を検証。

- 2022年度までの取組の結果を踏まえアクションプランを改定し、アクション・プラン（令和6年度改定版）を策定。
- 生成AIの爆発的な進歩に対応するため、生成AIの特許行政事務の適用の可能性についても検討予定。

特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和6年度改定版について



[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai\\_action\\_plan/ai\\_action\\_plan-fy2024.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2024.html)

## 第8章

# グローバルな知的財産環境の整備に向けて

## 1. 多国間、二国会合における取組

### (1) 五庁 (IP5) 会合

日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

- 2024年6月、第17回五庁長官会合をKIPOホストにより韓国のソウルで開催。中小企業の成長促進及びSDGs8・9の達成に向けた知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方等について議論。また、日本国特許庁がリードするAI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、前年に承認済みである五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の中の、審査事例部分をより詳細に分類し直した新たな比較表を承認。

### (2) 意匠五庁 (ID5) 会合

日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力を実施。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

- 2023年9月、第9回ID5年次会合をKIPOホストにより開催。既存の12の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、国際意匠登録出願の審査運用を比較する新規取組に合意したほか、メタバースに関するデザイン開発動向や法的課題を扱ったユーザーセッションを開催。

### (3) 商標五庁 (TM5) 会合

日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催。

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

- 2023年9月、第12回TM5年次会合をKIPOホストにより開催。AI等の新技術や進化する商習慣下における新たな商標の課題に対応す



るため引き続き協力していく旨確認するとともに、仮想空間に関する商標についての情報交換を目的とする新規プロジェクト提案等の検討や、既存の15の協力プロジェクトについて進捗状況の報告と今後の進め方に関する議論を実施。また、ユーザーセッションを開催。

#### (4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を実施。

- 2023年9月、第13回日ASEAN特許庁長官会合をシンガポールで開催。2023年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）からASEAN各国のAI/IoT関連発明の特許審査運用に関する調査（第2期）と特許情報の活用状況に関する調査の最終報告を実施。また、東アジア・ASEAN経済研究センターから、2023年度に新たに開始する医薬等の注目技術の審査実務に関する調査、及び、ブランディングに関する調査を紹介。

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

#### (5) 日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- 2023年11月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれも韓国・釜山で開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

日韓・日中・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202312/2023121101.html>

#### (6) 三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- 2023年10月に三極特許庁長官ユーザー会合及び第41回三極特許庁長官会合を、ドイツ・ミュンヘンにて開催。今次長官ユーザー会合及び長官会合では、技術移転、若者支援、デジタル化の取組及び特許集約産業に関する分析、三極特許庁の今後の取組について議論。

三極（日米欧）



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

## (7) G7知財庁長官級会談

- 2023年12月、本年のG7議長として、G7知的財産庁（G7知財庁）の長官級会談をメタバース空間上で開催。G7知財庁の長官が一堂に会し、WIPOのタン事務局長もオブザーバーとして参加。
- 本会談では、包括性・多様性を広げるための知財普及啓発活動やデジタル領域における知財の課題について議論を行うとともに、G7知財庁による共同声明を採択した。

G7知財庁長官級会談が開催されました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022121201.html>

## 2. 国際フォーラムにおける取組

### (1) 世界知的所有権機関（WIPO）

ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施。

- 2024年2月、濱野長官とダレン・タンWIPO事務局長が「中小企業・スタートアップ・起業家への支援分野における協力声明」に署名し、WIPOと特許庁が連携して、途上国の中小企業・スタートアップ・起業家への支援への協力を強化することに合意。WIPOが加盟国と協力声明を結んで任意拠出金により世界規模の中小企業・スタートアップ支援を行うのは初の取組。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

濱野特許庁長官とタン世界知的所有権機関事務局長が「中小企業・スタートアップ・起業家への支援分野における協力声明」に署名しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202402/2024022202.html>

### (2) 特許制度調和に関する先進国会合（B+会合）

47か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外（グレースピリオド）、衝突出願（未公開先願）、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施。

- 2023年7月、B+全体会合（スイス・ジュネーブ）に参加。各参加ユーザー団体・知財庁から活動報告が行われたほか、B+WG（グループB+内に設けられたワーキンググループ。日本も参加）から3つのエリア（グレースピリオド、先使用权及び衝突出願）について、既存資料の活用等により、特定した選択肢についてのさらなる研究を行い、結果を2024年のB+会合で報告することを決定。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

### (3) 世界貿易機関（WTO）

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

協議等を実施。

- 2020年10月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防・封じ込め・治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める途上国提案について議論が行われ我が国も同志国とともに客観的な事実と証拠に基づく議論を求めつつ継続的に議論に参画していたところ、2024年2月の第13回WTO閣僚会議を経て、明確な義務の免除を認めない形で、WTOにおける議論は一旦収束。

#### (4) APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG）

アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループ。

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

- 2023年8月の第57回会合では、令和5年不正競争防止法等の改正、GXTI、I-OPENプロジェクト、中小・スタートアップ支援等の日本の取組を紹介。
- 2024年2月の第58回会合では、WIPO GREEN・GXTI、D&I、意匠の保護対象拡充、AI関連、模倣品対策、知財金融、普及啓発の日本の取組を紹介。

### 3. 途上国等に対する取組

#### (1) 世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力

##### ①FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」（FIT Japan IP Global）を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施。

- 1987年の創設以来37年間で、総額約1億スイスフランを拠出し、100か国以上を支援。

世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力



[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts\\_workshops.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html)

##### ②専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有。

- 2023年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

### ③セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献。

### ④途上国へのIT関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- 2023年度は、エジプト、フィリピン、アルゼンチンにおけるフルテキスト化プロジェクトのほか、ジンバブエ、ザンビア、エクアドル、ベトナム、ラオス、カンボジア、アフリカ知的財産機関、スリランカにおける紙書類の電子化プロジェクトやベトナム、ケニア、ジンバブエ、アフリカ知的財産機関におけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。
- 2023年10月に、途上国知財庁におけるIT人材育成を目的とした招へい研修を実施。

### ⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援。

- 2024年4月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。
- 2023年4月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。

## (2)産業財産権人材育成協力事業

### ①途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組として、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- 1996年に事業を開始し2024年3月までの28年間で105か国5地域、7,987名の研修生が研修を修了。
- 2023年度は、16の研修コースを招へい及びオンラインにより実施し、47か国・機関から官民合わせて296名の研修生が研修プログラムを修了。
- 2023年度は、カンボジア商業省から1名長期研究生を招へい。

2023年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2023.html>

## ②フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組として、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- 2023年度は、メキシコ・ラオス向けのフォローアップセミナーを現地で開催し、研修修了生をはじめとした82名が参加。

### Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

## 4. 模倣品問題への対応

### (1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受付。

- 2023年の相談・情報提供の受付件数は883件。近年の傾向としてはインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供が多く、2023年は252件。

### 政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

### (2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出日系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、世界各地で真贋判定等のセミナーも開催。加えて、外国における模倣品対策について、組織的・業種横断的な対応をする枠組みとして、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF: International Intellectual Property Protection Forum)があり、約300の企業・団体が所属している(2002年設立)ところ、その共通事務経費について、特許庁から委託費(JETRO受託)として支出。また、関係省庁、民間団体と協力し、中国をはじめとする新興国の政府関係機関への申し入れを毎年実施。

### 諸外国の被害実態・制度運用等調査(官民合同ミッション等支援事業)



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

### 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

### (3) 消費者等に対する啓発活動

手口の巧妙化やインターネット上の取引等における被害が増加するなど、模倣品被害はますます複雑化・広範化しており、依然として、模倣品撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図る必要がある。このような状況を踏まえ、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を2003年より実施。

- 2023年度は啓発授業向けウェブサイトを更新。全国の教師が知的財産権侵害防止授業を実践しやすいよう、「授業展開例」、「授業用

### コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>



スライド」、「生徒用ワークシート」を作成のうえ、教師自身でも修正できるかたちで掲載。

- コピー商品撲滅キャンペーンイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を使用した啓発動画を新たに作成（模倣品販売の手口及び模倣品の危険性を消費者に伝えることを強化）。

## 5. グローバルなIT化に向けた取組

### (1) 優先権書類の電子的交換

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPOの「デジタルアクセスサービス（DAS）」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

- 2023年度には、提供庁として、リトアニア（意匠）、デンマーク（意匠）、アルゼンチン（意匠）、スイス（特許、意匠）、キューバ（特許、実用、意匠）がDASの運用を開始。また、取得庁として、リトアニア（意匠）、イタリア（特許、実用、意匠）、デンマーク（意匠）、ブラジル（意匠）、アルゼンチン（意匠）、キューバ（特許、実用、意匠）がDASの運用を開始。2024年1月時点で、五庁に加えて36の国・機関がDASに参加。

優先権書類の提出省略について  
（優先権書類の特許庁間における電子的交換について）



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

### (2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、WIPOが開発したドシエ情報共有システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供。

- 2023年度には、キューバがWIPO-CASEの運用を開始。2024年2月時点で、五庁に加えて35の国・機関がWIPO-CASEに参加。

五庁特許出願・審査情報の共有  
に向けた取組について



[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai\\_patent\\_kyouyu.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyu.html)

各国特許出願・審査情報の一般  
ユーザーへの提供について



[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent\\_user.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html)

## 6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

### (1) 交渉中のEPA

我が国は、日バングラデシュEPA、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉を実施中。我が国の主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とする日中韓FTAについては引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。また、日バングラデシュEPAは、近年経済関係が大きく発展しているバングラデシュを相手とするEPAであり、2023

年に両国政府間で行われた「あり得べき日・バングラデシュEPAに関する共同研究」の報告書における提言を踏まえ、2024年3月に交渉開始を決定。同年5月に第一回交渉会合を開催。

## (2) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国加入

2021年2月、英国が寄託国であるニュージーランドに対してCPTPPへの加入要請を通報。同年6月、英国の加入手続の開始及び英国の加入に関する作業部会の設置が決定。英国による同協定のルール遵守及び市場アクセスに関して交渉が行われ、2023年3月、英国のCPTPPへの加入交渉が実質的な妥結に至る。同年7月、締約国及び英国の担当閣僚他がCPTPPへの英国の加入に関する議定書に署名。我が国は、同年12月に英国加入議定書を国会承認。



# 産業財産権制度の見直しについての取組

## 1. 制度の検討

### (1) 令和5年法改正

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の進展などの環境変化を踏まえ、中小企業・スタートアップ等による知的財産を活用した新事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しを行うため、商標法、意匠法等の改正を内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」（法律第51号）を令和5年6月に公布。具体的には、登録可能な商標の拡充、意匠登録手続の要件緩和、書面手続のデジタル化等を措置。

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第51号）



[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisai/sangyozaisan/fuseikyou\\_sou\\_2306.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisai/sangyozaisan/fuseikyou_sou_2306.html)

## 2. 産業構造審議会知的財産分科会

### (1) 財政点検小委員会

- 2023年度は、6月、11月に小委員会を開催し、決算及び予算の状況や、足下の出願実績等を踏まえた財政状況・今後の見通しについて、外部有識者が点検。また、特許特別会計に関する新たな情報開示物として、「特許特別会計レポート2023年度版」を取りまとめ、2024年2月に公表。
- 中小企業に対する審査請求料の減免制度について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける見直しを検討。

産業構造審議会知的財産分科会  
財政点検小委員会



[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/zaiseitenken\\_shoi/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/zaiseitenken_shoi/index.html)

特許特別会計レポート2023年度版



[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/tokubetu\\_kaikai/tokubetukaikai2023.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/tokubetu_kaikai/tokubetukaikai2023.pdf)